

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大誠	代表者氏名	高山 竜治
主たる営業所の所在地	三原市須波二丁目 20 番 26 号		
許可番号	広島県知事許可 (般-03) 第 36052 号	許可を受けている 建設業の種類	とび・土工工事業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 8 月 8 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項第 2 号 (第 8 条第 7 号該当)		
処分の内容  許可の取り消し (とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消)			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社大誠の役員は、刑法第 204 条の罪により懲役刑が確定 (平成 28 年 6 月 8 日付け広島高等裁判所) し、その刑の執行を終了した平成 29 年 7 月 19 日から 5 年を経過しない期間に役員に就任していた。 このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			